

事業名	大河原町次世代型住宅（スマートハウス）補助金
事業主体	大河原町

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☒ 省エネ化	☒ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	地球温暖化の防止と災害に強い次世代型住宅の普及を図るため、自然エネルギーの利用及び省エネルギー機器を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。
補助対象要件	1. 補助対象者 ①町内に住所を有している個人 ②町内において自ら所有し居住する住宅(店舗併用住宅を含む)に補助対象機器を設置した者、または町内にある補助対象機器を設置した住宅を購入し、自ら居住した者。 ③町税を滞納していない者 ④令和8年（令和8年1月1日～令和8年12月31日）に補助対象機器を設置した者 2. 補助対象機器及び要件 ①住宅用太陽光発電設備 ・電力会社と電力受給契約を結んでいること ・発電された電気は住居部分で消費され、余剰の電気が逆潮流されるもの ・公称最大出力が10kw未満であるもの ・既設の太陽光発電設備への増設ではないこと ②定置用蓄電池 ・常時、太陽光発電システムと接続し、宅内のコンセントを通じて電力の供給を行うシステムであるもの ・蓄電容量が1kwh以上のもの ③家庭用燃料電池システム ・国の「民生用燃料電池導入支援補助金」の要件に適合するもの ④家庭用高効率給湯器 ・停電時に給湯可能な自立型(バックアップバッテリー内蔵)で、潜熱回収型の高効率給湯器又は電気とガスのハイブリッド型の給湯器 ⑤HEMS(ホームエネルギー管理システム) ・ECHONET Liteを標準インターフェイスとして搭載し、省エネルギー化に資する自動制御機能を有しているもの ⑥V2H充放電設備 ・電気自動車やハイブリッド自動車から電気を取り出し宅内への電力供給及び電気自動車等を充電する装置であるもの（常時、太陽光発電設備と接続し、一カ所に固定されているもの）

補助金額等	1. 補助金額 ①住宅用太陽光発電設備 (1)公称最大出力1 k w以上2 k w未満 20,000円 (2)公称最大出力2 k w以上3 k w未満 40,000円 (3)公称最大出力3 k w以上4 k w未満 60,000円 (4)公称最大出力4 k w以上10kw未満 80,000円 ②定置用蓄電池 補助対象経費の10分の1 (上限100,000円) ③家庭用燃料電池システム 機器1台あたり 100,000円 ④家庭用高効率給湯器 機器1台あたり 20,000円 ⑤HEMS 補助対象経費の5分の1 (上限20,000円) ⑥V2H充放電設備 機器1台あたり 50,000円
補助申請期間	令和8年4月1日～令和9年1月31日 ※受付期間内であっても、予算に達した場合は終了します。
その他	
ホームページ	https://www.town.ogawara.miyagi.jp/1408.htm
お問合せ先	町民生活課 環境衛生係 0224-53-2114

事業名	大河原町浄化槽設置整備事業補助金
事業主体	大河原町

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、住宅に浄化槽を設置しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。
補助対象要件	対象区域において、住宅に浄化槽若しくは変則浄化槽を設置しようとする者又は浄化槽を転換しようとする者(補助金を交付しない者) (1)浄化槽法に基づく設置の届け出の審査又は建築基準法に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者 (2)住宅を借りている者で、賃借人の承諾が得られない者 (3)販売の目的で浄化槽付住宅を建築(改築含む)する者 (4)町税等を滞納している者
補助金額等	(1)浄化槽及び変則浄化槽を設置しようとする場合(限度額) ・5人槽 332,000円 ・6～7人槽 414,000円 ・8～10人槽 548,000円 (2)既存単独処理浄化槽又は既存の浄化槽から更新しようとする場合、上記の額に既存単独処理浄化槽の撤去に要する費用の3分の1に相当する額又は30,000円のいずれか低い額を加算した額 (3)既存単独処理浄化槽から浄化槽に転換する場合、上記の額に既存単独処理浄化槽の撤去処分等に要する費用又は90,000円のいずれか低い額に宅内配管工事に要する費用(浄化槽への流入管、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費)に相当する額又は300,000円のいずれか低い額を加算した額
補助申請期間	随時(年度内に事業が完了するもの。)
その他	補助対象要件、申請手続き等詳しくは下記までお問い合わせ下さい。
ホームページ	https://www.town.ogawara.miyagi.jp/1410.htm
お問合せ先	町民生活課 環境衛生係 0224-53-2114

大河原町 3

事業名	大河原町生ごみ処理機購入費補助金
事業主体	大河原町

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	一般家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥化による有効利用を促進するため、生ごみ処理機を購入する者に対し、購入費の一部を補助することにより、処理機の普及を促進し、もって町民のごみの減量化及び資源化に対する意識の高揚を図ることを目的とする。
補助対象要件	(対象者) 町内に住所を有する者で、処理機を購入し設置する個人とする。 (補助対象処理機) 交付対象となる処理機は、電気式生ごみ処理機(バイオ式又は乾燥式)とする。 (補助個数) 対象個数は、同一年度内に1世帯1台とする。
補助金額等	予算の範囲内で、購入価格の2分の1以内で20,000円を限度とする。(千円未満の端数は切り捨て)
補助申請期間	随時（年度内に事業が完了するもの。受付期間内であっても、予算に達した場合は終了します。）
その他	申請者は、交付決定通知を受けた後に購入設置を行うこと。 補助対象要件、申請手続き等詳しくは下記までお問い合わせ下さい。
ホームページ	https://www.town.ogawara.miyagi.jp/1114.htm
お問合せ先	町民生活課 環境衛生係 0224-53-2114